

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第151号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年9月20日 08時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島西方沖 男鹿島灯台から真方位291° 2,050m付近 (概位 北緯34° 39.9′ 東経134° 33.7′)
事故等調査の経過	平成24年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利石材運搬船 第参拾宝来丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	131833、山年建設有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損、プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,200tを積載し、船首約2.0m、船尾約3.5mの喫水で男鹿島西方において出航作業中、平成24年9月20日08時00分ごろ男鹿島西方沖で船底部に衝撃を受けた。 本船は、船体及び機関に異常がなかったので航行を続けた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約52cm（姫路市家島）
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、男鹿島西方において出航作業中、船長が潮位の上昇を待たずに出航したことから、男鹿島西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島西方において出航作業中、船長が潮位の上昇を待たずに出航したため、男鹿島西方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・適切な余裕水深を確保するため、潮位の上昇を待って出航すること。